

**デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第42回）
議事要旨**

1. 日時

令和8年2月18日（水）16時00分～17時35分

2. 場所

総務省内会議室及びWEB

3. 出席者

（1）構成員

三友座長、伊東座長代理、飯塚構成員、大谷構成員、奥構成員、落合構成員、宍戸構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員、山本（隆）構成員

（2）オブザーバ

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟、（一社）日本ケーブルテレビ連盟

（3）総務省

竹村総務審議官、山崎大臣官房長、大村大臣官房総括審議官、近藤大臣官房審議官、佐伯同局放送政策課長、根本同局放送技術課長、飯村同局放送施設整備促進課長、坂入同局放送業務課長、吉田同局情報通信作品振興課長、増原同局放送政策課国際放送推進室長、横澤田同局放送政策課外資規制審査官、佐々木同局放送技術課企画官、本橋同局放送施設整備促進課企画官、佐々木同局放送業務課企画官、岡山同局放送コンテンツ海外流通推進室長

4. 議事要旨

（1）今後の衛星放送インフラのあり方等に関する意見募集について

事務局より、資料42-1に基づき、説明が行われた。

（2）意見交換

各構成員等から以下の通り発言があった。

【伊東座長代理】

資料42-1の最終ページに、参考として、第30回の会合で報告させていただいた資料が添付されています。このときは、衛星放送に係るインフラコストの低減にスポットを当てて議論いたしましたが、それ以外にも、地上波代替における衛星放送の活用など、4つの項目について検討しております。

この地上波代替として衛星放送を活用するための実証実験が先月、埼玉県の間野で実施され、地方

紙にもその関連記事が掲載されています。110度CSの左旋帯域のトラポンを利用し、BS4K放送と同じ方式、すなわち、HEVCで地デジの2K番組を圧縮符号化して、共聴施設の受信点付近まで伝送しているようでございます。これは、今年度の技術試験事務として実施されたようですが、こうした試みを通して、地上波の代替方式としての特長や課題を明らかにすることは、大変重要なことだと思っております。

J-BNが設立されましたので、ミニサテを中心にNHKと民放の共同利用を前進させることがまずは第一だと思いますが、それ以外にも複数の選択肢を用意しておく必要があり、ケーブルテレビやBB代替での同時再送信や、先ほど触れました衛星放送の活用も、その選択肢に含まれると思います。

この衛星放送の活用方策としては、個々の対象家庭で衛星波を直接受信する方式も有効であり、右旋帯域のトラポンを利用し、広く普及しているMPEG2方式による同時再放送は、対象家庭の受信環境整備において経済合理性が認められる点で有利になるものと考えられます。

現状の右旋帯域にはゆとりがありませんが、何らかの理由で一定の空き帯域が生じた際には、東京波7波の常時同時再放送も選択肢になり得るのではないかと考えています。トラポンの利用料負担や視聴者管理、あるいは、放送主体の在り方などに課題があるのは承知いたしておりますが、こうしておけば、災害や不測の事態が発生した際に、当該地域が情報過疎に陥らないためのセーフティネットとしての役割も期待できるのではないかと考えられます。今後の検討に際して何らかの参考にしていただけたら幸いです。

【佐々木企画官】

地上波代替における衛星放送の活用については、今、伊東先生がおっしゃっておられましたように、第1次取りまとめの中で取り上げたものです。また、おっしゃられた実証実験は、今後の衛星放送の行政の政策の考え方に反映をしていきたいと考えてございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

【三友座長】

いずれ意見募集の結果が出てくると思いますので、その際にまた御説明いただきたいと思います。

(3) 放送の将来像と制度の在り方に関する論点整理

事務局より、資料42-2に基づき、説明が行われた。

(4) 意見交換

各構成員等から以下の通り発言があった。

【林構成員】

まず、事務局におかれましては、丁寧におまとめいただきまして、ありがとうございます。基本的な方向性については、私も特に異論があるわけではございません。

その上での個別な意見になりますが、マス排緩和の方向についての話があったかと思えます。例えば、スライド3ページで、社数が多い放送対象地域の事業者がより影響を受けているという指摘があり、スライド4ページでは、人口減少が進む中で、ローカル局の経営基盤を強化する観点から、同一放送対象地域内の複数局の支配を認めるべきではないかという指摘があったということですが、それに関連して、いわゆる1局2波の論点について少し申し上げます。

まず、4局圏において経営の選択肢を広げる手段として、私は1局2波の意義は大きいのではないかと思います。先ほどのスライドにあったように、社数が多い地域ほど人口減少の影響を強く受けているという現実を踏まえると、同一圏域内でのある種の支配というのを可能にすることで、各事業者が柔軟に経営判断を行いながら、かつ、地域情報の担い手としての役割を維持できるというのは現実的かつ重要な選択肢ではないかと思います。

その論理は、私は3局圏であっても2局圏であっても同様に妥当するのではないかと考えていて、というのも、波が少ない地域ほど経営基盤が脆弱であるという現実がある以上、こうした地域を制度的な支援の枠外に置くことは整合性を欠きますし、何よりローカル事業者の経営がサステナブルでなくなってしまえば、地域情報の発信自体がおぼつかなくなるわけです。これはある意味、1局2波のようなものを認めることで、その組織や拠点の共通化によってコスト削減が可能になって、ある種の効率化によって生まれたリソースをコンテンツ制作や地域における新たなビジネス展開に振り向けることが期待できますので、地域情報の持続的発信を守るためにこそ、経営の選択肢を広げる必要があるというロジックは、局数の多寡にかかわらずに妥当するのではないかと思います。

ただ、そうはいつでも、キー局や準キー局については慎重であるべきで、東京とか大阪とか名古屋のように広域圏では経営体力も相対的に強いので、1局2波を認める必要性・緊急性に乏しいわけですし、そこは市場支配力の強化につながりかねないので、そこは避けるべきだと思います。また、2局圏での1社2波というのも丁寧な議論が不可欠だということもその通りだと思います。実質的な寡占状態になり得ますので、多元性や多様性の担保措置を制度設計に盛り込むということは当然必要だと思います。ただ、その条件をあまり厳しくし過ぎると、せっかくコスト削減や柔軟な番組編成といった1局2波本来のメリットが損なわれて、制度として有名無実化してしまいかねないので、そういった地域情報の担保措置の設計に当たっては、規制の実効性と事業者にとっての制度の活用可能性のバランスを十分に意識する必要があるのではないかと思います。

要するに、地域性の確保と経営の選択肢の確保というのはトレードオフではないわけで、地域の確保のための措置が過度な制約になって事業者の自主的・自律的な経営改革を阻むようになってしまうと本

末転倒なので、持続可能な経営基盤があってこそその地域情報の発信も可能になるという視点からのバランスの取れた制度設計を今後求めたいと思います。

【宍戸構成員】

おおむね4点でございます。

まず、第1でございますが、事務局よりお示しいただきました検討の方向性及び17ページにある骨子案については、異存ございません。その上で、第1章の「放送を取り巻く環境の変化」、そして、第4章の1である「デジタル空間において期待される放送の価値・役割」については、ある意味でこれまでの通り一遍のテレビ離れが進行してきているというだけではなくて、やはり今のネットあるいはデジタル空間の情報技術の状況に踏み込んだ記載が求められるのではないかと思います。

先ほど事務局から、アテンションエコノミーそのものが悪いというより、アテンションエコノミーがもたらす負の側面、弊害の部分について、また、フィルターバブル、エコーチェンバー、フェイクニュース等の問題点について御指摘がありました。が、抽象的にそうであるということを超えて、現在のインターネット、SNS等においてどうであり、それがいいか悪いかは別として、選挙等においてもいろいろな問題、課題があった。あるいは災害時の懸念、あるいは地方選挙において、国全体、あるいは海外の発信者を含めて、様々な情報の乱入がおきているといった状況を、少し立体感を持って描くことによって、後ほど述べますような放送メディアの持続可能性の重要性、とりわけ地域情報を発信する放送メディアの重要性に話がつながっていくのではないかと思います。この点、これまで総務省の他の部局等でも検討がなされ、情報が収集されてきているところだと思いますが、繰り返しになりますが、第1章、それから、第4章の1の記載は、かなり踏み込んで記載する必要があるのではないかと思います。これが1点目でございます。

2点目は、地域における放送事業者の経営基盤と地域情報の確保に関する御提案でございます。いわゆる1局2波等のお話についても異存はございません。その上で申し上げますと、根本的には、これまで放送三原則と呼ばれてきた放送の多元性・多様性・地域性が、私の認識では、かなり前から既に形骸化してきている部分があり、本質的には、公衆の知る権利を満たすという観点からの放送番組の質の高さ及び多様性こそが本丸であり、それを実現する手段として、これまでの社会状況、日本の状況においては、多元性及び地域性が、それを補助するとか、それを実現するための一つのやり方であったということなのではないかと思います。言うまでもなく、それは多元性が劣っているとか、地域性が劣っているという趣旨ではありませんが、多様性・多元性・地域性を3つ並列に並べるということが、この種の議論について、現状変更に関する我々の硬直的な心理とか、議論のやり方を妨げてきたように思います。

繰り返しになりますが、公衆の知る権利に奉仕する放送メディアの持続可能性を確保するにはどうしたらいいかという根本的な視点に立って、これらの原則とされてきた要素についても検討した結果として、今出てきているような、それが適切である場所においては1局2波を導入するということにつながってきているのではないかと考えているということを申し上げておきたいと思います。

3点目でございますが、第4章の2の「放送インフラの整備・維持の在り方」のところでございます。これについて、これまで地上波のインフラ、衛星、それから、ネット配信と、基本的に伝送路ごとに議論してきた部分があり、その伝送路の維持という観点から地上波の話がされてきたわけですが、資源が減少していく中で、地上波、衛星波、それからネット同時配信、あるいは見逃し配信等を含めて、全体として放送事業者の方々がどういう経営の選択肢の余地があり、あるいは、公衆とつながって行って、自らの社会的な基盤、経営的な基盤を実現していくのかといった総合的な視点が、この放送インフラの整備・維持の在り方に必要なのではないかと思います。そうでないと、地上波は地上波で一生懸命維持する、衛星は衛星で一生懸命維持するというので、それぞれで部分最適を一生懸命やるけれども、それぞれうまくいきません、といった話に結局なりかねないと思います。全体を総合して公衆に的確に情報が意味のある形で届いて享受される、それで公衆が形成されるということのためにどうしたらいいのかという観点からの検討が必要ではないかということが、今回で終わるわけではないと思いますが、視点として必要ではないかと考えております。

最後、4点目でございます。これまでも申し上げてきたことですが、このような議論をしていく上では、今回もそうでしたが、さらに今後の検討に当たっては、デジタル空間における公共的な情報の発信、流通、享受、消費といったエコシステムに関するデータがきちりあって、それに基づいて政策形成がなされるということが大事であるだろうと思います。先ほどの1局2波をこのエリアではこうしたほうがいいのではないかという議論は、その具体例だと思いますが、今後いろいろな局面でそういったことが必要になってくるだろうと思います。繰り返しになりますが、総務省において、その種のデータを組織的、継続的に整備し、公開する、あるいは、関連する事業者の方々におかれましても、放送免許を持っている事業者だけではなくて、TVerも含めてということになるのかもしれませんが、まさに経営基盤を維持していく、あるいは、そのために必要な制度を維持していくためにも、あるいは、制度改善をしていくためにも、必要なデータを全体として整備したり共有していったりするものの必要性についても付言させていただければと思います。

【三友座長】

4点御指摘をいただきまして、もちろんそれぞれごもっともだと私も思うところがございますが、同時に、難しい部分もあるとお伺いして感じていました。ですが、今後の方向性を考える上では非常に重

要な御指摘と私も理解いたしました。

【瀧構成員】

事務局におかれましては、非常に大きなたくさんのテーマについてお取りまとめの途中ではございますが、御努力にまず敬意を表したいと思います。

私からのコメントは、まず、最後の骨子案については、大枠で特に異論はございませんので、ぜひ詰めていただければと思っています。

3つほど話したいテーマがありまして、1つは、資料の6ページと7ページになります。今後、様々な地方局における経営基盤や、業務を営んでいくための集約が2波のモデルも含めて生まれていくと思いますが、その中で、番組制作能力をどう残すか、それをいかに維持していくかということが戦略上重視されているということが、情報開示に限らず、できるだけいろいろな方法で担保されるのが大事だと思っています。非常に極端な仮説を申し上げると、自主番組がゼロという局が起きたときにどうなるかといった話は、思考の対象としては大事だと思っております、多分それはさすがに極論だとは思っておりますが、片や、例えば、本当にその局がオリジンではないにしても、近辺の複数局で番組を作ってみるといったパターンもあるのかもしれないし、実質的に動員できる制作の方々的人数が限られてくると、そういうチームワークも必要になってくるかもしれないと思っております。そうすると、例えば、やはり余力のある比較的大きめの地方局の方々がコアになるとか、中央と地方のような形で二分化された議論もあったかと個人的には思っております、その中間の工夫はいろいろあると思っております、そこはやはりこの議論の一番底が抜けないための重要なポイントだと思っておりますので、ぜひ御考慮いただきたいと思っております。

ローカルな例で恐縮ですが、福岡の九州朝日放送で、「ドゲンジャーズ」というローカル戦隊ものがあるって、YouTubeで見ていただくと分かりますが、最初にもものすごい数のローカルスポンサーが出てきます。当然、そのスポンサーを表したキャラクターが活躍していて、コンテンツの工夫というのはこういう形でもできるのだと、最近紹介されて見て思ったところもありますので、いろいろな形を取り得るとい一つの例として、ぜひ構成員の皆様も一回探して見ていただければというのが1点目でございます。

2点目は、別軸で、宍戸先生もおっしゃっていた観点ではありますが、やはり情報空間の健全性に関連したところだと思っております、例えば、親が独居していて、ずっとオンラインの動画ばかり見ているという状況になり、少し前までは普通に話せたのですが、ふと会うと、ものすごく右傾化した思想の持ち主にいきなりなってしまったといった新書が最近出ています。いろいろな判断があり得るところですが、やはりフィルターバブルにあまりに入りやすいメディアといえますか、どちらかというとインターネット動画との触れ方があるのだと思っております、今後ネットと交流するテレビのモデルがいろいろ

と出てくるときに、テレビ発でそのようなフィルターには入っていかないことがすごく大事だと思います。高齢の方々がテレビをずっとつけているといった現象は昔から観察されてきましたが、少なくともテレビを起点として、そういう極端なフィルターバブルに追い込んでいるような状況がないといったナラティブを考えることはすごく大事だと思っていて、逆に言うと、テレビをつけておけば少しは安心して現役世代も暮らせるといったところもあると思っています。そういうところは、今後のテレビの在り方をナラティブとして理解するときに大事だと思っている次第です。

3つ目はすごくシンプルですが、今回WBCがテレビ局ではない側で流れることになり、野球や甲子園のように、テレビである種、きちんと時間さえ合わせることができれば国民的な一つのストーリーを共有できたものが、少しずつ、経済性も含めて変わりつつある状況があると思っています。これはもうどこまで行っても経済性であったり、是々非々であったり、どのイベントが国民的なものなのかという非常に難しい議論をはらむものですが、今までこんなことは起きないと人によっては思っていたシナリオが、結構分かりやすい形で表出しているところだと思いますので、もともと本検討会が最初から考えてきたリスクシナリオの一部はもう着実に現実化してしまっているという観点の中で、取りまとめのところもあまり筆致を緩めずに書いていただければというのが3点目でございます。

【林構成員】

放送の再定義論についてです。これまでこの親会では、2024年12月の第3次取りまとめだったと思いますが、欧米で放送に対する規律の一部が、放送コンテンツ・ネット配信にも適用され、それはメディアの定義そのものが、放送か、配信かという伝送手段を問わないといった例を挙げながら、放送の制度や概念は諸外国を参考にしつつ、見直すべきものから見直していく必要がある、多様な伝送手段により再構成される方向に向かっていく必要がある、ということが書いてあったと思います。要するに、放送の再定義論が議論になっていたと思います。

そういった骨太の議論をしていかなければならないと思いますが、私も放送を社会的な役割によって再定義していくべきだと思います。その役割の一つに、情報空間の健全性の確保というものが挙げられていたと思いますが、今回のこの骨子案を見ても、放送の再定義論の話というのが少しシュリンクしたと思っていて、それでいいと実は思っています。この議論は、もちろん骨太の議論として継続していかなければなりません、一朝一夕に解決できるような問題でもありませんし、それから、例えば、放送の役割を再定義する際に、情報空間の健全性の確保ということ挙げるとすると、それは場合によっては恣意的な解釈を招きかねない。行政や政治によるメディア規制やコンテンツ介入が起こりかねないリスクも当然生じ得ますので、そこは議論しつつも、今後の議論に委ねていると私は理解しました。

その関係で、この報告書の中で、プロミネンスや視聴データの利活用の話にも触れられており、私は

調査研究を続ける必要があると思いますが、根っこのことをしっかり決めるべきだと思っています。要するに、ネット上で既存メディアの情報を目立たせる顕著性を出すべきかといった話は、なかなか放送の媒体だけにそういったことをやる意味があるのかということです。視聴環境が大きく変わっていますので、視聴形態、スマートフォン等の劇的な変化を踏まえて、もしやるのであれば、欧米のような放送・通信融合法制も視野に入れた骨太の議論をすべきだと思います。それがいい中でプロモーションや視聴データの利活用と言っても、先っぽの議論になってしまうので、骨太の議論をまずやるべきだと思いますが、骨太の議論の方向性が見えない中で、放送の再定義論に深入りしなかったというのは、私は賢慮だと、正しい判断ではないかと思いました。

【大谷構成員】

私もコメントの形になりますが、2点ほどお伝えしたいと思います。

まず、マス排の規制緩和について、やはりそれを経営の選択肢として歓迎する地域があって、それによってローカル局の経営基盤の安定化を図ることができるということであれば、そのために規制緩和を真剣に検討することは必要だという前提の下ですが、その際に、地域の情報への接点といったものをどのように確保していくのか、これまで幾つかその指標として自主制作番組のどれだけ十分な時間を割くかといったことにメルクマールを求めるということは難しいということについては、おおむねコンセンサスを得たところではないかと思っております。ただ、時間で測るのが難しいとしても、そういう選択肢を取った各社が経営戦略の中でどのように地域情報を重視して、それに取り組んでいくのかといったことについては、やはり地域の信頼性を確保するために何らかの開示をすることが求められるのではないかと考えております。

行政が特定の方向を定めて経営に干渉するということは望ましくありませんが、そういったローカル局が取材拠点を確保していること、あるいは、別に放送波によらず、配信を含めた地域情報の収集や提供・編集についてどういう努力を払っているのかといったことについて、各社が任意に情報を開示していくということが、地域で活動する事業主体としての信頼性の確保につながりますので、推奨していきたいと思っております。特に災害時の対策などを含めて、どういうときにその情報に頼ってほしいのかといったことについては、アピールしていただくことは求めていきたいと考えているところです。

次に、2つ目ですが、民主主義の基盤となる情報空間の健全さといったことについては、やはりいろいろ考えさせられ、公職選挙の期間などに偽情報が多数席卷していたということなども考えますと、それに対応するために十分な取材を行って、評価を加えていったファクトを発見しようとする各局の努力というのは非常に評価に値すると思っております。そういった放送コンテンツへの接触機会を増やす

ことが重要な課題になっていると改めて感じております。

今回の検討ではプロミネンスという選択肢について時間を費やすことはしておりませんが、プロミネンスというのが方法の一つなのであれば、その実現に向けて解決すべき経営上の課題、技術的な課題、あるいは、視聴者の受容性といった社会的な課題を一つ一つクリアしていくことが必要な時期に差しかかっているかと思っております。

インターネット配信が一定程度拡大しなければいけないという前提条件をどのようにクリアしていくのかといったことについて、ステークホルダーとの対話を継続することが必要だとも思っております。その点について今回十分な検討の時間をかけることはできませんでしたが、プロミネンスについて、第4章でもしっかり触れていただく報告書がまとめられるということで、事務局の御努力に非常に敬意を持って拝見しているところです。

【落合構成員】

お取りまとめ、ありがとうございました。私からも何点か述べさせていただきたいと思います。

1つが、これまでも何度も申し上げておりましたが、あくまでこの取組の目標が何かを改めて確認することは大事であると考えております。つまり、地域情報の発信が継続的に行われていくという点、特に地域性、多元性を保っていくことが極めて重要な価値であって、そこを実現するための議論であることが改めて重要ではないかと考えております。

この観点では、自主制作というよりも、地域情報発信そのものが一体何を意味しているのか、本来的にどういった具体的な情報発信が求められているのかをできる限り明らかにしていくことが重要ではないかという議論があったように思っております。今回、その姿を完全に明らかにすることまではできていなかったかもしれませんが、できる限りこの地域情報発信がどういったものを指しているのかを特定しようとした努力は、今回の会議の中であったのではないかと思います。最終的な定義そのものになるかどうかはともかくとして、その議論の途中までの成果は、ぜひ報告書などでもまとめていただきたいと考えております。マスメディア集中排除原則や1局2波を実際に運用していく際にも、重要なポイントになると考えますので、こういった点はぜひできる範囲で明らかに残していただきたいと考えております。

2点目としましては、宍戸構成員と瀧構成員も御指摘のとおり、情報の発信をどのように増やしていくのか、そのデータをどのように収集していくのかというお話もあったと思っております。ちょうどこの検討会とも関連する形で、ガバナンスに関する検討会も行われておりまして、その中では、情報開示も民間放送事業者や日本民間放送連盟においても、より充実化させていくことが議論されていたと思っております。

そういった情報の発信をしっかりと集約して見やすくしていくことも大事であると考えます。また、地域情報の発信の継続性を高めていくという観点で情報を集約して、目標が達成できているかを継続的に見ていくことも大事であると考えますので、開示の情報の収集や、また、開示の中での特に地域情報発信に関する点は、放送政策全般の観点でも、ぜひしっかりと活用していただきたいと考えております。これが2点目でございます。

3点目としましては、1局2波などの点でございます。基本的には、経営の選択肢をとということで、私もずっと申し上げておりましたが、最終的な目標は、1点目でも申し上げた持続可能性を高める放送局の地域情報の発信を確保していくためにあると考えております。1局2波をどの範囲で認めていくのかという点について、特段外形的な制限自体は必要がないとは思うものの、従前の、例えば、複数の放送対象地域における放送番組の同一化の議論の際にも、地域情報発信に関してモニタリング、フォローアップをしていくという考え方を併せて整理したこともあったと思います。最終的には、この地域情報発信がしっかりと行われていくのか、これを併せて見ていき、取り組んでいただくようなるべく促していくという取組を併せて実施していくことは、単に1局2波により重荷を軽くしたというだけではなく、最終的な目的である情報の発信が確保されるようにすることが改めて重要ではないかと考えております。

また、4点目としましては、弊害防止も必要ですが、これはプラットフォーマーや通信側と連携をしなければできないことであって、ここは放送事業者の事業や放送法との関係で議論しているということからすると、当然ながら、そういった弊害防止に関わる措置は総務省の別の場などでしっかり行っていただきたいと考えます。まず放送事業者を力づける取組として、放送法などの枠組みでできることをしっかり行っていくことは重要ではないかと考えております。

つまり、武器をしっかりとつくっていくことは重要であって、オンラインにおける放送の定義をどう考えるかという議論をしばらく前にしたこともございましたが、そこまで行くかどうかにかかわらず、今の時点からできることは早期に着手していくことが必要ではないかと考えております。特にデータの利活用などについては、実際にはプラットフォーム以上に放送事業者が重荷を負っているのではないかとこの点もでございます。同じような条件でデータを利活用しても、恐らく放送事業者のほうがプラットフォームよりうまく使えないのではないかと思います。その上、さらに条件が厳しければ、当然ながら、より厳しい競争環境になると考えられるところであります。

これはオンライン空間における定義を整備し、そのときのメリットだけではなく、今の時点での放送波や通信の関係、配信の関係でもそうですが、少なくともイコールフットイングの観点でできる見直しはできる限り早急に進めていただきたいと考えます。また、プロミネンスについても、これはもともと従前議論していたときも、義務的なものという議論ではなく行ってきたところもあったと思いますので、

対話的なものや協議の中でできることを少しでも進めていくことも、施策の中の一部としては、早いタイミングから行える範囲で行っていただきたいと考えております。

ここまで経営の選択肢を確保するという意味で、できる限り負担を軽くすることは行ってきておりましたが、それだけではどうしても足りないところがありますので、できる限り武器になるものもつくっていくこと、少なくともなるべく武器対等にしていくことは、この放送法側でもしっかり議論をまとめていただきたいと考えております。

【三友座長】

それぞれごもっともだと思います。これまでの皆様の議論と重なるところがございましたが、この検討の中で、今回、一步踏み込んで議論できたところもあるかと思ひますし、まだまだこれから必要な議論もあろうかと思ひます。どうもありがとうございました。

【奥構成員】

今回の取りまとめの案については、今までの議論からは賛成です。ただ、少し厳しい言い方をすると、ずっと取りまとめの案の課題感というのは変わってないということです。解決して用事が済んだものがなく、どんどん課題が増えるということで、根本的な解決を考えていかないと厳しいのではないかと感じます。

一言で言えば、放送だけで情報空間を語ることはもう今や無理ですし、ローカル局も、広告費やその他の事業でお金が回らないと地域情報の発信には及ばないということになります。従って、基本はビジネスが成立するということをいかに制度設計で後押しできるかということにもっと注力すべきではないかと思ひます。

毎年2月には、電通が広告費を発表します。今年も間もなく出ると発表されると思ひます。暦年の推移を時系列にみると、名目GDPに合わせて広告費の総量は増えますが、その中でのテレビ地上波、ラジオあるいは衛星といった従来の放送セクターへの投下シェアは減るという傾向があります。タイミングを見ては私から御説明をしておりますが、我々が思っている以上にネット側にシフトしているということをもっと大前提にして、ユーザーの行動を先回りした制度設計をやらないと、周回遅れでいつまでたってもキャッチアップできないということを感じるというのが私の率直な感想であります。

以下3つお話を差し上げたいと思ひますが、まず、全体の中では、費用を抑えるという意味で、マス排緩和の議論は当然あってしかるべきだと思います。ただ、このとりまとめ案の中で、前向き感があるのは、配信に対してどのように向き合うのかという、先ほど林先生がおっしゃった骨太の議論をせずに約20年経ちますが、本当にそれで良いのかということです。これは裏返すと、放送の定義と、その裏に

ある放送のミッション、役割ということをどう整理するのかに尽きるというのが1点であります。

もう1点が、データの利活用についてです。インターネット広告では様々なデータ利活用ができ、それが広告主のニーズにマッチして広告費が拡大するというスキームができています。ただ、放送の場合は、個人情報保護の問題もあり、なかなか前に進みません。これをある程度形で使えるようにするためにも、制度設計と放送局との合意形成が必要です。後ほど触れる、情報空間の話にも重なりますが、基本的には視聴者は情報を見たい、コンテンツを見たい、番組を見たい、スポーツを見たいということから入っていくわけですが、そこに広告が張りついているということでもあります。ネット上では、Made for Advertisingのような、広告しか載っていないような怪しいサイトまであるわけですが、少なくとも放送が主体となっているサービスにはそういうものはありません。その辺りの、健全な情報空間と広告露出環境というテレビ広告の優位性をもっと前向きに捉えて、広告費がテレビ媒体にシフトできるような検討しなければいけません。その際に、放送事業者とユーザーだけの関係ではなくて、プラットフォーム、あるいは、場合によっては、ユーザー自身が今や発信者であり、人ではないロボットやAIまでが発信者になる時代ですので、そこの関係も先回りして考えないといけません。マスメディアだけが情報を伝えているという時代ではないという認識が、かなり必要ではないかと感じます。データ利活用については、ぜひしっかりとした議論ができる方向に進めていければと思います。

それから、3つ目ですが、衆議院選挙が終わりまして、SNSや様々な個人の情報発信が選挙に大きな影響を与えるということは、もう皆さん御存じのとおりかと思えます。例えば、NHKが中心にやっている政見放送は、残念ながら「NHK ONE」では同時配信されていません。それから、東京など関東圏におきましては、それぞれの選挙区の立候補者の意見を聞くということと言うと、関東圏は電波エリアが広域ですので自分の選挙区と異なる選挙区の政見放送が多数入るということと言うと、この政見放送自体が、既に制度設計も含めて、かなり時代感に合わないということになります。加えて民放も含めてですが、政局の報道は多数ありますが、我が町の立候補者は一体どういう主張をしているのかというようなことに関してのしっかりとした情報は、ネット側に行かなければ取れませんし、ポートマッピングに頼るということになります。唯一の良い事例としては、若者が比較的投票する時代になって変わってきたということではありますが、こういったことも含めて、少しネットというものの影響や、ユーザー自身が発信することも含めて、それから、AIも含めて、しっかり考えていかないとまずいのではないかと思います。例えば、切り抜き動画もたくさんあり、違法動画だったりフェイクだったり偽サイトもあるわけですが、そういった議論も、健全な情報空間と言うならば、議論の対象にしていくべきだと思います。

例えば、少し昔の事例で申し上げますと、違法動画サイト、つまり、流してはいけないものを勝手に流して稼いでいる連中がいるということがありました。それを何とか駆逐しよう、減らしていこうという議論がありましたが、その裏側では、正規物を出せばいいのではないかという議論があって、それで配

信に来たわけですから。つまり、ユーザーのニーズがあるけれども、それを満たすサービスがないから、違法動画に人が集まるということです。

そういう意味では、「NHK ONE」も含めてですが、情報の参照点を標榜し、ようやくここまで来たわけですが、まだまだエリア別にはできていない、それから、衛星放送もできていないということですし、政見放送もフタかぶせ、高校野球もしかりということになります。

そういうことも含めて、総務省の局名が情報流通となっていますので、全体を包含した考え方を持って取りまとめ案にも入れていただきたいですし、今後の課題感を表現していただければと期待をしております。

【三友座長】

総務省の在り方そのものにも関係するような内容であると思いますが、この先どのように対応していけるかというのは、非常に大きな課題であると思います。

【長田構成員】

取りまとめについては、よくまとめていただいていると思いますので、これが文章化されるときに、丁寧にまとめていただけたらいいと思っています。

今の御指摘にもありましたが、ユーザー側がどう捉えるのかというのは、実はとても大切なことだと思っています。放送がどう変わっていくとしているのかということも含めて、いわゆる普通の視聴者というか、国民という側から言うと、何も知りません。制度が変わることになり、何か大きな変化が起こった結果、そんなことになっているのかとなるのが非常に多いのではないかと考えています。ラジオなどのFM転換も含めてそうですが、それが始まって初めて、こういう影響があるということに気づくことがあります。今後、放送を守っていくべきだと思っていますし、地方の情報の発信においても大切な放送事業者の皆さんに頑張ってもらいたいと思っています。それがどう変わっていくか、そして、どう変わっていくべきかということについて、もう少し国民により早い段階から発信をしていって、一緒に考えていくというような仕組みにしていけないと、今、奥先生からの御指摘にもありましたが、受け手の側がどんどん変わっていている現在、いろいろな人たちの意見をうまく捉えながら、合意した形で、我々は何を守っていくべきなのか、どう変わっていくべきなのかというところの、先が見えるような形の議論を今後していけないと、何かより離れたものになってしまうのではないかとこのような心配がある、ということだけを申し上げたいと思いました。

【三友座長】

国民と一緒に考えるというのは非常に大事なことでありまして、我々は、この場が総務省の場であるということもありまして、つい政策、特に放送側の政策という観点からモノを見がちですが、受け手側は大きく変わっているわけでありまして、全体を見渡さずに、片方側だけの議論をしていると、いつまでたっても同じことを繰り返して言っているような形になります。本当に長田構成員がおっしゃったことそのままだと思います。

【伊東座長代理】

本日の論点整理（案）の冒頭に記述されている「テレビ離れ」に関するコメントでございます。

テレビ離れの原因はいろいろあって、単純なことではないのかもしれませんが、私自身は2つあるのかなと思っております。一つは、テレビ番組そのもの、つまりその内容に起因したものであり、もう一つは、放送ネットワークから受信端末まで含めたトータルとしての放送システムに内在するある種の硬直性にあるのではないかと想像しております。決められたネットワークに、決められた端末から、さらには決められた時間にアクセスすることを半ば強要されることへの拒否感が、特に若い世代にあるのではないかと思います。そうであるならば、放送も自らの裾野を広げて、若い視聴者にも届きやすいように変化していく必要があると思います。

具体的には、一定の技術的条件を含め、番組準則など、放送と呼ぶにふさわしい最低限の条件を備えたIPユニキャストによる映像・音声配信等を、基幹放送、一般放送に次ぐ第3の放送、例えば、ネット利用放送と定義できないものかと、この検討会が始まった頃から考えておりました。このようにすれば、例えば、BB代替は、基幹放送のネット利用放送による同時再放送とも解釈できるでしょうし、ラジオ中継局のradikoによる代替についても同様であり、あまねく努力義務の補完手段として、より明確な位置づけができるものと考えられます。

かつて電気通信役務利用放送というカテゴリーがございました。ネット利用放送には、輻輳や遅延があり、ベストエフォートという概念も含むため、これとは異なるものになりますが、放送ネットワークのみにこだわるのではなく、電気通信ネットワークを有効に活用しようという点では、通底するものがあるかと存じます。

【三友座長】

伊東座長代理のおっしゃることも本当にごもつともだと思います。特に今御指摘された話には権利処理のことが関わってきますが、そのことも解決できない状況にあるわけです。ここは変わっていかないといけないなと思います。

【飯塚構成員】

2点コメントさせていただきます。

1点目は、地域情報確保のための経営環境の整備に関連するものです。同一放送地域対象内の複数局支配を認めると記載がありますが、経営の選択肢の拡大として位置づけるのであれば、それによって多様な地域情報番組の提供が維持されているのかどうか、その実績を定期的に確認すること、それらを情報公開して、複数局支配というのが放送の多元性・多様性・地域性を損ねていないか、あるいは、視聴者のニーズや関心に応えるような質の高い多様な地域情報の番組提供を損ねていないのかということ客観的に評価していく仕組みというものをつくっていく必要があるのではないかと思います。

また、自主制作比率が低いという御指摘がありますが、地域情報の確保におきまして、仮に自主制作が厳しいという状況であるのであれば、外部制作で地域情報を補う、あるいは、外部から地域情報を供給してもらうといった選択肢も設けてもよいのではないかと思います。この点につきましては、5ページで大谷構成員が、地方紙などとの協働も含めて、可能性を探ることが必要と御指摘されておりますので、この点と関連していると理解をいたします。

2点目ですが、ネット同時配信の普及に応じた放送制度のアップデートについてです。ラジオ中継局を廃止する際の代替的視聴手段としてradikoが挙げられていますが、仮に中継局を廃止する場合には、まずは、そのエリアの携帯電話のネットワークのカバレッジ及び通信品質が良好なのか、受信環境レベルについて正確に確認しながら進めていく必要があるのではないかと考えられます。また、災害時にはラジオの果たす役割の大きさが指摘されているところ、車で避難したり、車中泊したりする場合には、カーラジオの利用が想定されることから、車で移動するエリアや道路沿いのエリアというのが中継局の廃止エリアに含まれているのか否かを注意深く確認しながら進めていく必要があるのではないかと思います。また、そもそもradikoの利用者は、例えば、屋外では携帯ネットワークで聴いているのか、あるいは、屋内ではWi-Fi経由で聴いているのかなど、radikoの利用場所や通信手段といった利用者の利用実態を把握した上で、中継局廃止の検討を進めていくべきではないかと考えられます。こうしたことを通じて、中継局の廃止エリアが通信の圏外あるいはエリア外ではないということをきちんと担保していくことが求められるのではないかと考えられます。

以上2点になります。

【三友座長】

御意見が出尽くしたようでございますので、今日の議論をまとめたいと思います。

皆様から大変いろいろな御意見をいただきましたが、今、皆様がおっしゃっていただいたことの過半は、この論点整理（案）の中に書き込まれていない重要なことだと私は思います。今回、第4次の取り

まとめをいたしますが、その成果が、実質的に1局2波というマス排の緩和だけであるならば、皆様の御意見が十分に反映したとは言えないと私自身は思っております。ただ、そのことは、これまでの議論・検討を通じて、今の政策的枠組みが、放送を含めた社会全体の発展に対して十分に機能していないとの問題意識が共有されていることの表れでもあり、この状況を何とか変えなくてはいけないという思いが皆さんの中にいろいろな形であり、それが皆さんのご発言に反映していると感じました。

今回第4次の取りまとめをするに当たって、皆様からいただきました御意見をなるべくこの中に含める形でまとめたいと思いますし、時間的に足りないかもしれませんが、そこは事務局の皆様にももう一度御尽力いただければと思います。

放送の重要性は皆様が一番認識されているところだと思いますので、そのためにどうしたらいいか、なかなかこの会議だけでは答えが出ませんが、皆様の声を反映して、それを形にしていくことが次の一歩につながるのではないかと思います。この4次の取りまとめができるまでは私も精いっぱい頑張りたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、本日の議題を終了したいと思っております。本日も活発に御意見いただきまして、ありがとうございました。時間の関係等で発言できなかった御意見などがございましたら、事務局に御連絡いただければと思います。

また、事務局におかれましても、本日構成員の皆様からいただいた御意見を踏まえて、引き続き取りまとめ案の作成に鋭意、御尽力いただければと思います。

全体を通じまして、事務局から何か御意見がございましたら、よろしく願いいたします。

【佐伯放送政策課長】

先生方から非常に貴重な御意見をいただいたと思っております。

三友座長に最後におまとめいただきましたが、我々としてもなかなかまとめ切れなかったような点がございまして、その点につきましては、本日いろいろと活発に御意見いただいたところもありましたので、そういったところも含めて、引き続き取りまとめ案の作成を進めてまいりたいと考えております。また、そちらの内容等を御確認いただければと思いますので、ショートノーティスになるかもしれませんが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、本日の議題に関する追加の御意見につきましては、来週25日の水曜日までに事務局まで御連絡いただければと存じます。

(5) 閉会

事務局より、第43回会合については、別途構成員に案内する旨の連絡があった。

